

型式：ウルトラライトエアクラフト式チャレンジャーⅡ-R503LS型
超軽量動力機（複座）

識別番号：JR1093（財団法人日本航空協会識別番号）

発生場所：島根県八束郡玉湯町布志名の北約1kmの宍道湖

発生日時：平成6年9月4日 17時10分ごろ

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

JR1093は、平成6年9月4日、操縦者のみが搭乗し宍道湖の湖面上を飛行中、17時10分ごろ同湖に墜落。

搭乗者	操縦者
搭乗者の死傷	負傷なし
航空機の損壊	大破、火災の発生なし

1.2 航空事故調査の概要

主管調査官ほか1名の調査官が、平成6年9月5日～6日、現場調査を実施。原因関係者として、操縦者から意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 乗組員に関する情報

操縦者	男性	47才
財団法人日本航空協会技量認定	No. 772（昭和59年11月20日）	
型式の限定	舵面操縦型	
総飛行時間	約220時間	
同型式機による飛行時間	なし	

また、平成3年8月13日以降の飛行経歴なし。

2.2 航空機に関する情報

2.2.1 航空機

型式	ウルトラライトエアクラフト式チャレンジャーⅡ-R503LS型
総飛行時間	約53時間
事故当時の重量	約270kg（仕様書最大重量364kg）

2.3 機体調査

墜落時の損傷を除き、異常は認められなかった。

2.4 気象に関する情報

出雲空港 17時00分の観測値

風向／風速 280°／4kt、視程 10km以上、雲 2／8積雲、
雲高 3000ft、気温 29℃

2.5 その他必要な情報

航空法第11条第1項、第28条第3項ただし書の許可未取得。

3 事実を認定した理由

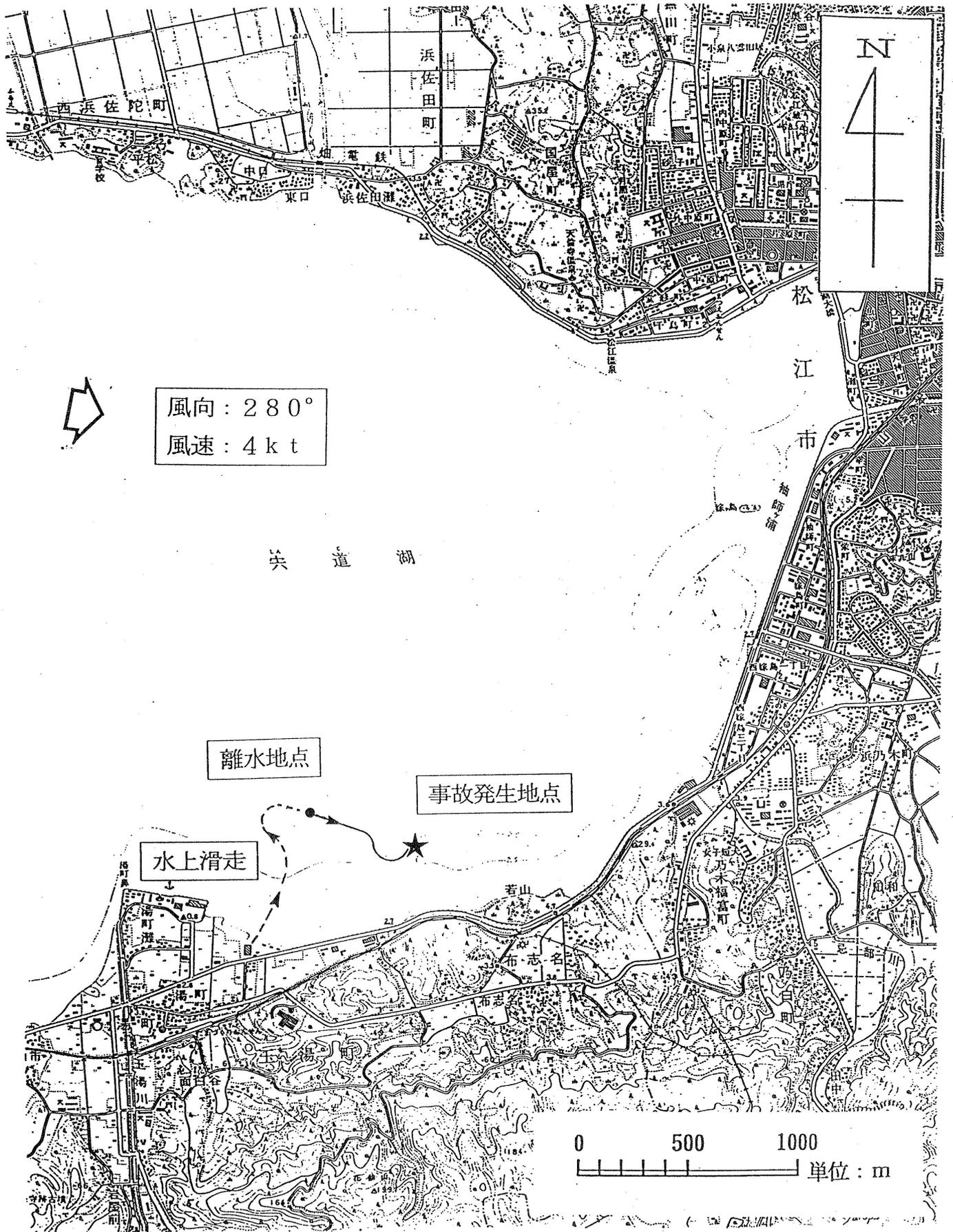
同機は、宍道湖にて水上滑走を行っていたところ、機体が浮揚。

操縦者は、そのまま離水し着水するため旋回したが、これまで同型機の操縦経験がなく、また、他の型式機についても平成3年8月以降飛行経験がなかったことから、旋回時の操作が適切に行えず失速に陥り墜落。

4 原因

旋回時の操作を適切に行えず、失速し墜落したものと推定。

付図1 推定飛行経路図



付図2 ウルトラライトエアークラフト式
チャレンジャーII-R503LS型
三面図

単位：m

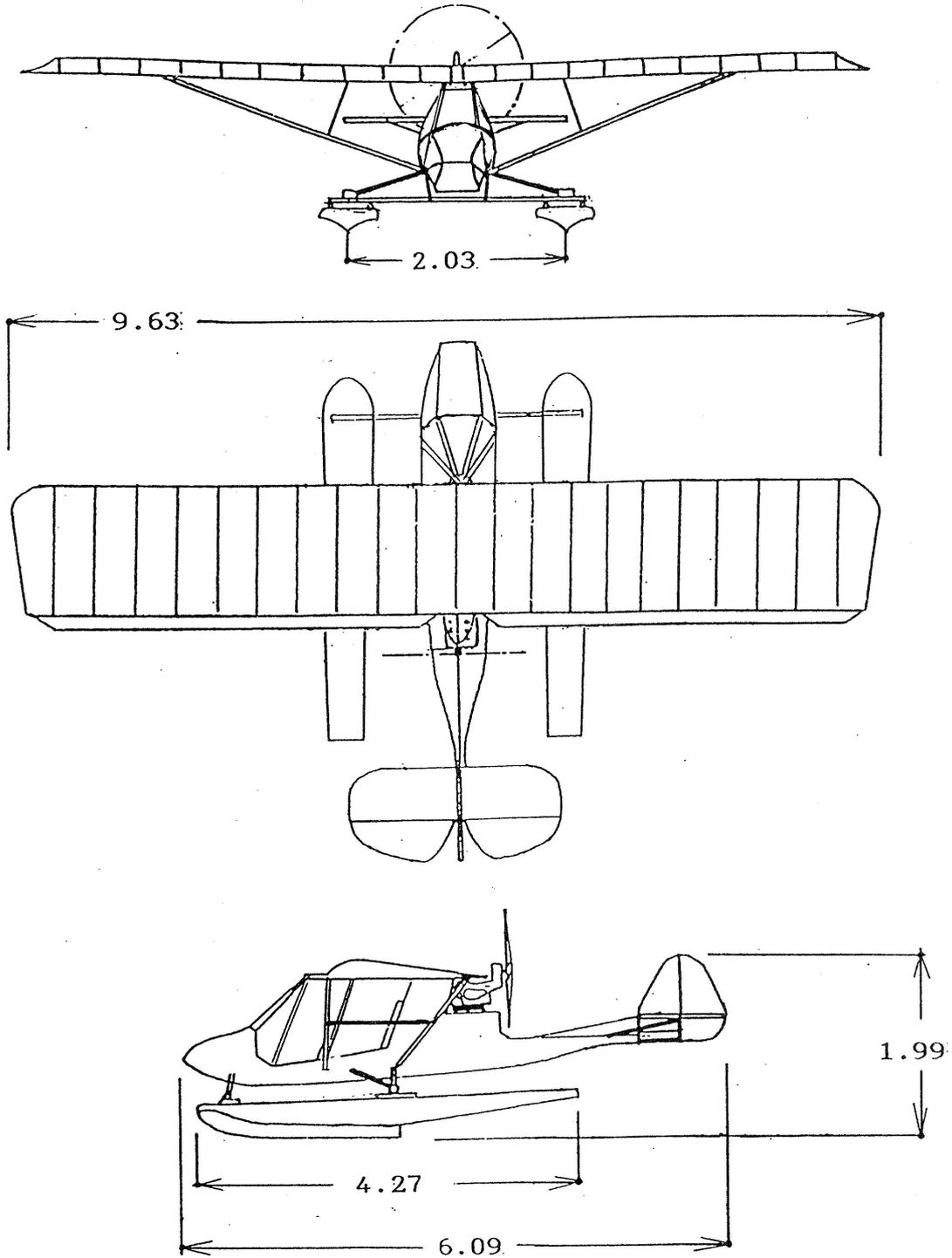


写真 事故機

